

あおぞら便り

発行 あおぞら税理士法人 編集 室井 俊幸
 〒963-0101 福島県郡山市安積町日出山三丁目71番地
 TEL 024-944-3644 FAX 024-943-5711

旧暦では5月が夏の始まりです。クールビズも5月スタートになったように、暑い日が増えてきますので、ご自愛ください。
 掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。



給与所得の源泉徴収票 平成30年分より改定

平成30年分からの配偶者控除及び配偶者特別控除の改正に伴い、給与支給の際の源泉徴収について“扶養親族等の数”の数のえ方も変わりました。これら一連の改正に伴い、「給与所得の源泉徴収票」も平成30年分から変わっています。

変更のご案内



変更された名称は次の3つです。

- 控除対象配偶者の有無等 → (源泉)控除対象配偶者の有無等
- 配偶者特別控除の額 → 配偶者(特別)控除の額
- 控除対象配偶者 → (源泉・特別)控除対象配偶者

記載内容は次のとおりです。

① (源泉)控除対象配偶者の有無等

控除対象配偶者(年末調整を適用していないときは源泉控除対象配偶者)の有無について、その年12月31日(年の中途退職は、退職当時)の現況により、該当欄の該当事項を○で囲む。

② 配偶者(特別)控除の額

年末調整による配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額を記載。

③ (源泉・特別)控除対象配偶者

年末調整を適用していないときは扶養控除等申告書に記載のある源泉控除対象配偶者、年末調整を適用したときは配偶者控除等申告書に記載のある配偶者の情報を記載。

平成30年分以後の給与所得の源泉徴収票(受給者交付用)ひな型

平成 年分 給与所得の源泉徴収票

国税庁【手書用】平成 年分 給与所得の源泉徴収票(PDF/290K)より

○給与所得者の配偶者控除等申告書より

ちなみに、「配偶者の合計所得」欄には、配偶者控除等申告書の「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額」に記載された金額を記載することとなります。(出典:Mykomon)

こちらお悩み相談室

相続放棄したら生命保険金を受け取れない？



相続人を保険金の受取人とする保険契約なら、相続放棄をしても生命保険金を受け取ることができます。

Q & Aで解説します。

Question

父の遺産を調べたところ、事業の失敗で多額の借金があったことが分かったので、相続放棄を検討しています。仮に放棄をすると、生命保険金も受け取れなくなるのでしょうか。

Answer

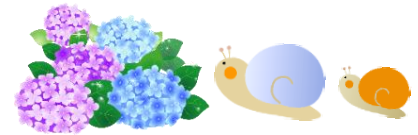
相続放棄とは、被相続人が残した借金がほかの財産よりも多いときなどに、財産の受け取りを拒否することを言います。相続放棄の対象になるのは、「被相続人の財産」です。相続人を受取人とする死亡保険金は、被相続人の財産ではなく、相続人固有の財産なので、相続放棄をしても死亡保険金を受け取ることができます。

一方、保険金受取人を被相続人自身としていた契約であれば、死亡保険金も相続財産の一部とされてしまいます。もし相続放棄すると、相続人は生命保険金を受け取れません。

死亡保険金は、実際は相続財産ではないのですが、相続財産とみなされて相続税が課税される「みなし相続財産」です。みなし相続財産を受け取ったときも相続税がかけられるので、相続放棄をした人はその死亡保険金についての相続税を納めなければなりません。

なお、遺族年金や会社の支給規定に基づいて支給される死亡退職金も、生命保険金と同様、通常は相続財産にはならず、相続放棄をしても受け取ることができます。

死亡保険金は「500万円 x 法定相続人の数」までが非課税となりますが、この「法定相続人の数」には、相続放棄をした人も含めます。(出典：納税通信)



お仕事カレンダー

5月10日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ●源泉所得税・住民税特別徴収分の納付(4月分) ●一括有期事業開始届(建設業)届出
5月31日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ●3月決算法人の申告・納税、9月決算法人の予定納税 (前事業年度の法人税額が20万円超、直前の課税期間の消費税年税額が48万円超400万円以下) ●6月・9月・12月決算法人の消費税予定納税 (直前の課税期間の消費税年税額が400万円超4,800万円以下) ●自動車税の納付 ※都道府県の条例で定める日まで



お仕事備忘録



1. 住民税の改定対応

6月は特別徴収を行う住民税の改定月です。5月の給与計算を終え最終変更がないことを確認した上で、早めに給与計算ソフトのマスターデータ(住民税の額)を変更しておきましょう。

2. 障害者雇用納付金の申告

平成29年4月から平成30年3月までの12ヶ月間のうち、常時雇用している労働者数が100人を超える月が5ヶ月以上ある場合、事業主は障害者雇用納付金の申告義務があります。

3. 自動車税の納付

4月1日現在、自動車(軽自動車を除く乗用車やトラックなど)を保有している場合には、自動車税が課されます。自動車税は軽自動車と異なり、各都道府県に納める税金です。自動車税の納付は各自へ到達される納付書に基づき、5月中において各都道府県の条例で定める日までに納付しなければなりません。保有車両の排気量や用途などにより税額が異なりますが、一部グリーン化税制により税が軽減される場合もあります。

4. 夏季賞与検討・情報収集

夏季賞与を支給する場合には、賞与の支給額を決めるための準備が必要です。業績や勤務成績などの情報を整理し、人事評価資料の配付などを行いましょ。

5. 健康診断の実施

春の定期健康診断を実施する事業者は、医師・診療機関との最終確認、受診もれ者、追加者がいないかの確認をしましょう。当日やむを得ない事情で受診できない社員は、医師・診療機関へ後日の受診ができるかどうかの確認をし、受診を促します。なお、事業所単位において常時50名以上の労働者を雇用している場合は「定期健康診断結果報告書」を所轄の労働基準監督署に遅滞なく提出します。